平成２５年（フ）第４３１号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目28番８―43号
債務者　吉松　雅代
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
群馬県みどり市笠懸町西鹿田709―76　マーブルいしはらＥ202号室、住民票上の住所群馬県桐生市相生町１丁目甲272番地
債務者　津久井美知子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第３８６号
石川県河北郡津幡町字南中条ト８番地５
債務者　金田建材こと　金田　　博
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３８７号
石川県河北郡津幡町字南中条ト８番地５
債務者　金田　清美
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２０３号
三重県いなべ市北勢町麓村300番地６
債務者　古川　明子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２１８号
三重県桑名市新西方５丁目150番地　スイートピー107号
債務者　宮崎　信子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１１７０号
京都市南区吉祥院西浦町136番地28
債務者　ごえん亭珈琲こと　今井　康昭
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１９号
京都市伏見区淀際目町35番地の１　ライオンズマンション京都淀Ａ棟507号
債務者　浦山　和美
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３１号
京都市右京区梅津罧原町３番地３　グレース嵐山101
債務者　長谷川晴子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９０号
京都市右京区龍安寺五反田町19番地
債務者　清水　**隆**輝
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９３号
京都市山科区東野森野町２番地67
債務者　トリプルクラウンこと　鉾山　沙枝
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５１２号
兵庫県尼崎市武庫の里２丁目２番28号　奥田マンション20―Ｄ
債務者　丸山　芳弘
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５８１号
兵庫県尼崎市大西町１丁目２番８号
債務者　工房アズこと　沖　　聡
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９２号
兵庫県西宮市甲子園浜田町６番４号
債務者　松本　幸子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９２号
奈良市法華寺町1352番地の１　ハイムフロイデ202号
債務者　髙橋　純子（旧姓田邊）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第９７号
広島県尾道市高須町4824番地１、住民票上の住所広島県尾道市西藤町83番地５
債務者　福田　　実
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
広島県尾道市因島土生町2228番地２
債務者　林　　裕子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
広島県尾道市三軒家町２番５号
債務者　澄川小百合
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係